

## 阿賀野市告示第59号

## 犬の抑留について

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項及び新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）第14条第1項の規定により、犬を下越動物保護管理センターで抑留したため、同法同条第8項及び同条例同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月26日

阿賀野市長 加藤 博幸

No.	抑 留			犬の特徴				
	年月日	時間	場所	種類	性別	毛色	体格	特記事項
1	R8.3.25	10:30	阿賀野市 法柳新田	雑種	オス	白	中	25 芝 RD015 キャリーケー ス付き